

和歌山県の令和4年度決算に係る健全化判断比率等(暫定値)

和歌山県の令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率(暫定値)は以下のとおりです。

健全化判断比率

(単位:%)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
令和4年度	—	—	8.4	200.1
令和3年度	—	—	7.7	194.6
早期健全化基準	(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)
財政再生基準	(5.00)	(15.00)	(35.0)	

1 ()内は、都道府県早期健全化基準及び財政再生基準(施行令第7条・第8条)

2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」表示

資金不足比率

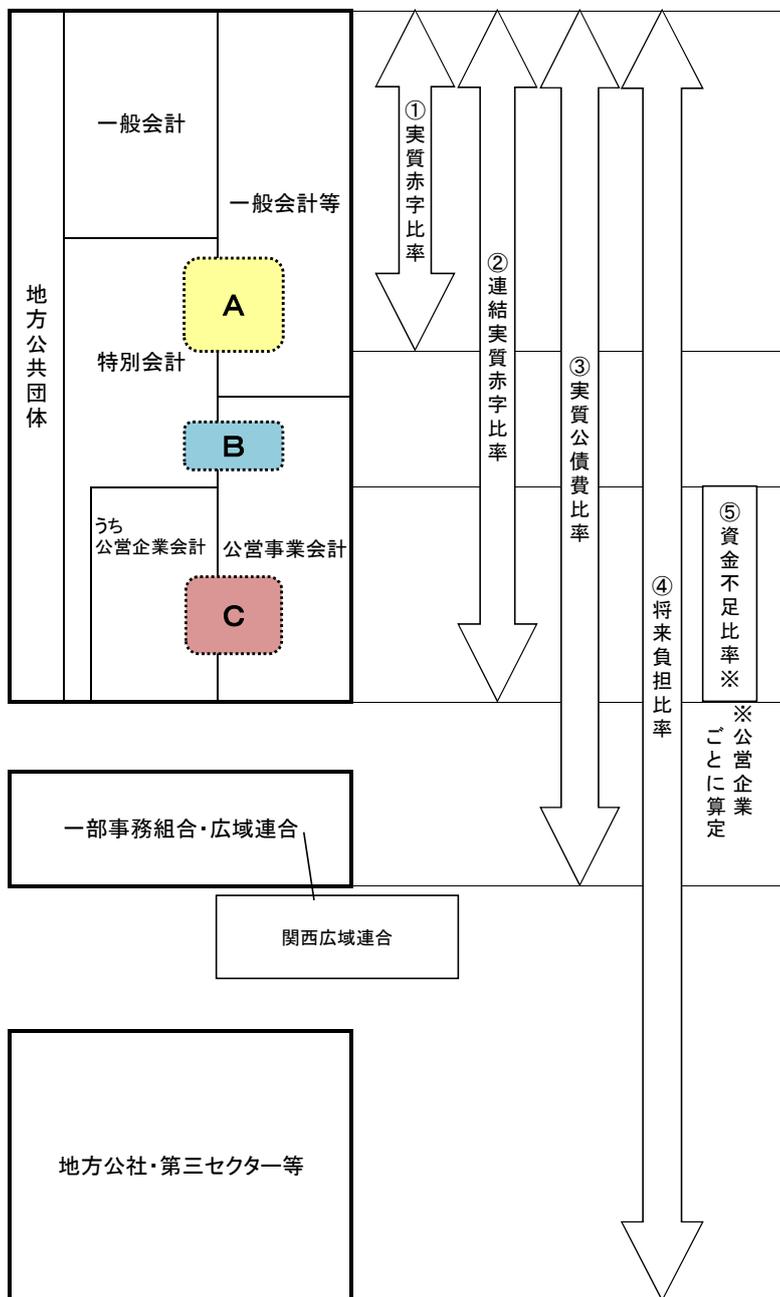
(単位:%)

特別会計の名称	⑤資金不足比率	備考
和歌山県立こころの医療センター事業	—	経営健全化基準 20%
和歌山県工業用水道事業	—	経営健全化基準 20%
和歌山県土地造成事業	—	経営健全化基準 20%
和歌山県流域下水道事業	—	経営健全化基準 20%
和歌山県営港湾施設管理	—	経営健全化基準 20%

* 資金不足額がない場合は「—」表示

和歌山県の健全化判断比率等算定対象

和歌山県の特別会計



【A=一般会計等に属する特別会計】

- ① 農林水産振興資金特別会計
- ② 中小企業振興資金特別会計
- ③ 母子父子寡婦福祉資金特別会計
- ④ 修学奨励金特別会計
- ⑤ 職員住宅特別会計
- ⑥ 市町村振興資金特別会計
- ⑦ 自動車税証紙特別会計
- ⑧ 用地取得事業特別会計
- ⑨ 公債管理特別会計

【B=公営事業会計(公営企業以外)】

- ⑩ 国民健康保険特別会計
- ⑪ 県営競輪事業特別会計

【C=公営企業会計】

- ⑫ 県立こころの医療センター事業会計(法適用)
- ⑬ 工業用水道事業会計(法適用)
- ⑭ 土地造成事業会計(法適用)
- ⑮ 流域下水道事業特別会計(法適用)
- ⑯ 県営港湾施設管理特別会計(法非適用)

和歌山県の公社・第三セクター

- 土地開発公社
和歌山県土地開発公社
- 地方独立行政法人
公立大学法人和歌山県立医科大学
- 損失保証債務のある設立法人等
(一社)わかやま森林と緑の公社
(公財)和歌山県農業公社